



お子さまのいるご家族のみなさまへ



最上町

子育て支援ガイドブック

妊娠

出産

子育て

子育て相談

予防接種

支給制度

学校

令和6年度





はじめに

子どもの誕生と健やかな成長は、無条件にかけがえのないものです。しかし、その誕生と成長を取り巻く社会環境は、様々な要因の下、以前のそれとは全く異なると言える程大きく変化し、いくつもの社会的課題を生み出しています。

そんな中、町では『町に住み続ける』思いを育むまちづくりを進めるため、子育て環境の充実を町政の基本に据え、子どもたちの健やかな成長を願って、各種の子育て支援事業を行っています。

このハンドブックでは、妊娠、出産、子育て、学校、子育て相談や予防接種、児童手当の支給など、町で行っている子育て支援に関する情報、事業、支援を具体的に紹介しています。子育てに関わる皆様の一助となれば幸いです。





子育て支援の主な担当部署

市外局番 0233

-- ウェルネスプラザ内 -----

○健康福祉課 電話：43-3117
FAX：43-3115

-- 役場内 -----

<代表電話：43-2111・FAX：43-2345>

○こども支援課 直通：43-2247

○教育文化課 直通：43-2053



町公式ホームページにも子育て支援に関する情報が掲載されておりますので、ご活用下さい。

URL：<https://town.mogami.lg.jp>

注 意

このガイドブックの内容は、作成時点で把握したものとなっています。作成後に法や条例の改正で制度が変わり、金額や申請方法などに変更が生じる場合があります。申請などを行なう場合は、各担当までお問い合わせのうえご確認ください。





目次

1. 妊娠について

(1) 母子健康手帳の交付	健康福祉課	健康づくり推進室	5
(2) 妊婦健康診査	健康福祉課	健康づくり推進室	5
(3) 子育て応援パスポート	こども支援課	こども家庭支援室	6
(4) 駐車施設利用証	健康福祉課		6

2. 出産したら

(1) 出産しました	町民税務課	町民生活室	7
(2) 出産育児応援交付金	こども支援課	こども家庭支援室	8
(3) 最上町出産・子育て応援給付金	こども支援課	こども家庭支援室	8
(4) 最上町家庭保育応援給付金	こども支援課	こども家庭支援室	8
(5) 児童手当	こども支援課	こども家庭支援室	9
(6) 子育て短期支援事業	こども支援課	こども家庭支援室	9
(7) 子育て支援医療助成制度	健康福祉課	医療介護保険室	10
(8) 出産育児一時金の支給	健康福祉課	医療介護保険室	10
(9) 未熟児養育医療制度	健康福祉課	健康づくり推進室	10
(10) 出産・子育て世帯に対する伴走型相談支援	健康福祉課	健康づくり推進室	11
(11) 新生児訪問	健康福祉課	健康づくり推進室	11
(12) すくすく広場(乳幼児相談)	健康福祉課	健康づくり推進室	11
(13) 予防接種	健康福祉課	健康づくり推進室	11
(14) 乳幼児健康診査	健康福祉課	健康づくり推進室	12
(15) ブックスタート事業	こども支援課	こども家庭支援室	12
(16) 9～11か月児教室	健康福祉課	健康づくり推進室	12
(17) 町内の医療機関・調剤薬局	健康福祉課	健康づくり推進室	13
(18) 最上管内の小児科医	健康福祉課	健康づくり推進室	13

3. 子育て支援施設とサービス

(1) こども園・保育所	こども支援課	幼児保育室	14
(2) 病児預かり事業	こども支援課	幼児保育室	16
(3) 病児保育利用者給付事業	こども支援課	幼児保育室	16
(4) こども園・保育所開放事業	こども支援課	幼児保育室	17
(5) こどもの広場事業	子育て支援センターひまわり		17
(6) 子育て世代包括支援事業	こども支援課	こども家庭支援室	18
(7) 読み聞かせ会	こども支援課	こども家庭支援室	18
(8) ひまわり図書室	子育て支援センターひまわり		19
(9) 放課後児童クラブ(学童保育)	こども支援課	幼児保育室	20

4. 学校教育			
(1) 最上町入学祝金	こども支援課	こども家庭支援室	21
(2) 就学援助	教育委員会	教育文化課	21
(3) 奨学金	教育委員会	教育文化課	21
5. 住まいの情報とサービス			
(1) 町営住宅	建設水道課	住宅水道室	23
6. 発達支援の必要な子どもさんのために			
(1) 身体障害者手帳	健康福祉課	地域包括支援室	24
(2) 療育手帳	健康福祉課	地域包括支援室	24
(3) 精神障害者保健福祉手帳	健康福祉課	地域包括支援室	24
(4) 特別児童扶養手当	こども支援課	こども家庭支援室	25
(5) 障害児福祉手当	健康福祉課	地域包括支援室	25
(6) 心身障がい者扶養共済制度	健康福祉課	地域包括支援室	25
(7) 重度心身障がい者(児)医療費助成制度	健康福祉課	医療介護保険室	26
(8) 自立支援医療	健康福祉課	地域包括支援室	26
(9) 障がい福祉サービス	健康福祉課	地域包括支援室	26
(10) 障がい児通所給付	健康福祉課	地域包括支援室	26
7. ひとり親家庭の支援・相談			
(1) 児童扶養手当	こども支援課	こども家庭支援室	27
(2) ひとり親家庭等医療費助成制度	健康福祉課	医療介護保険室	27
(3) 母子・寡婦福祉資金貸付制度	こども支援課	こども家庭支援室	28
(4) 仕事さがし、技能訓練など	こども支援課	こども家庭支援室	28
(5) ひとり親家庭生活応援給付金事業	こども支援課	こども家庭支援室	29
(6) 税の軽減(寡婦(夫)控除など)	町民税務課		29
8. 相談窓口			
各種相談窓口	関係各課		30

1. 妊娠について

妊娠には喜びと共に不安や悩みがつきものです。町では、健康のこと、産後の生活など赤ちゃん誕生までを総合的に応援します。

(1) 母子健康手帳の交付

母子健康手帳は、妊娠、出産と子どもの予防接種などの記録のほか、発育記録ともなります。大切に保管ください。

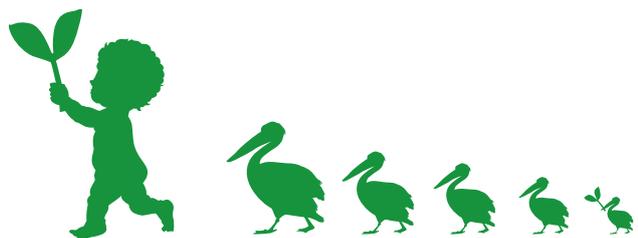
交付は、町に住所のある方を対象に健康福祉課の窓口で行っています。申請には、医療機関から発行される「妊娠届出書」妊婦の「マイナンバーカード又は通知カード」を持参ください。また手帳交付の際に保健師が相談をお受けしております。

交付日	原則として毎週火曜日 *交付日以外で必要な場合は、随時対応いたしますので ご連絡ください。
受付時間	午前9時～9時30分
場 所	健康センター（健康福祉課 電話：43-3117）

(2) 妊婦健康診査

母子健康手帳を交付するとき妊婦健康診査受診票 14 回分・検査受診票 3 枚（HTLV-1 検査、性器クラミジア検査、子宮頸がん検査）・超音波検査受診票 4 回分をお渡しします。妊婦健康診査を受けるときに医療機関窓口へ提出してください。県内の医療機関で使用できます。なお、県外の医療機関に通院または里帰りされる場合、受診票は使用できませんが、健診費用は助成されますので償還払いの手続きをしてください。

 血液検査／血圧測定／尿検査／超音波検査 など



(3) 子育て応援パスポート

このパスポートは、平成31年3月1日より紙カードから電子画像に変更となりました。妊婦さん又は18歳未満の子どもがいる家庭に「やまがた子育て応援パスポート」の案内チラシを交付しています。

協賛店に提示することで、子育てに関するサービスを受けられます。協賛店は、めぐりんマークが目印です。また、山形県ホームページや、「やまがた子育て応援パスポートガイドブック（庁舎等で配架）」で紹介されています。

「子育て支援パスポート事業」の全国共通展開が開始され、『全国共通ソダテ』ステッカーを掲示している協賛店でも使用できます。

交付は、健康福祉課で母子手帳交付時に行っているほか、こども支援課でも申請方法をお知らせしています。

※ 下記 QR コードからパスポート申請画面にログインできます。

〈パスポート画像〉



〈めぐりんマーク〉



〈全国共通ステッカー〉



〈パスポート申請 QR コード〉



〈お問い合わせ〉

こども支援課こども家庭支援室
電話：43-2247

(4) 駐車施設利用証

公共施設やスーパーなどの車イス使用スペースが利用できます。障害者のほかに、妊産婦（妊娠7か月～産後1年まで。ただし産後については、乳児を同伴している場合に限る）の方も利用できます。交付は、県庁、最上総合支庁で交付しています。



申請書は、健康福祉課にも用意してあります



2. 出産したら

誕生おめでとうございます。お子さんの健やかな成長を願ってやみません。

(1) 出産しました



お子さんが生まれたら、生まれた日を含み14日以内に「出生届」を提出してください。届出用紙は、出産した病院・診療所のほか、役場 町民税務課町民生活室や全国の自治体に用意してあります。

提出先

- ・ 親の住所地、一時滞在地
 - ・ 子どもが生まれたところ
 - ・ 親の本籍地
- のいずれかに提出してください。



出生届に必要なもの

①	届出人の印鑑(認め印可)
②	母子健康手帳
③	新生児出生連絡票(ハガキ)・町民生活室にもあります
④	子が加入する保険証(写しでもよい)
⑤	児童手当の振込口座の預金通帳(一人目の子の場合)
⑥	産婦の「マイナンバーカード又は通知カード」 (出生体重2500g未満のお子様の場合)

※一人目のお子様の場合、児童手当の請求書にマイナンバーを記入する欄がある為、分かるようにしてきてください。(子の両親分)

※③④⑤⑥は住所地での手続きになります。

名前など届出用紙に記入

出生届の用紙の右側は、「出生証明書」になっています。退院までに医師又は助産師から記入してもらってください。

名前が決まったら、用紙の左側を記入します。

届出人

原則として子の父または母です。届出人が署名したあと、届書を持参する方は親族、その他の方でもかまいません。

<届出のお問い合わせ>

町民税務課 町民生活室 電話：43-2111(代)



(2) 出産育児応援交付金

出産育児応援交付金は、お子様の誕生を祝福し、町の将来を担う子どもの健やかな成長を願って支給するものです。

※申請書は、母子健康手帳の交付時に配布しております。

※役場こども支援課の窓口へ提出して下さい。

出生順位	第1子	第2子	第3子以上
支給額	10万円 (現金4万・商品券6万)		20万円 (現金8万・商品券12万)

(3) 最上町出産・子育て応援給付金

最上町出産・子育て応援給付金は、すべての妊婦・子育て世帯が安心して出産・子育てできるよう、妊娠や出生の届出を行った妊婦・子育て世帯等に対し、給付金を支給するものです。

※申請書は、健康福祉課の保健師による面談と伴走型アンケートの提出後に配布します。

給付金額	出産応援給付金 : 50,000円 (母子健康手帳交付時)
	子育て応援給付金 : 50,000円 (新生児訪問時)
必要書類	申請者本人確認書類・振込先通帳の写し
支給方法	申請後、随時振込先口座へ入金



(4) 最上町家庭保育応援給付金

最上町では、子育て世代の経済的負担軽減と家庭でのふれあいを通じた子育てを支援し、乳幼児の心身共に健やかな成長に資することを目的に、家庭で保育している保護者に対し、家庭保育応援給付金を支給します。

給付金額	乳幼児1名につき 10,000円/月
必要書類	申請書兼請求書 (窓口にて配布/印鑑をお持ちください) 振込先通帳の写し
支給方法	出生翌月より、保育施設入所前まで、4か月分をまとめてご希望の金融機関へ振り込みます。(年3回)

<お問い合わせ>

こども支援課 こども家庭支援室 電話：43-2247



(5) 児童手当

中学校修了までの児童と生計を同じくしている養育者に支給されます。申請は、出生や転入の翌日から15日以内にお願ひします。原則として支給開始月は申請月の翌月となり、遡って支給されませんので注意してください。(15日以内が月をまたぐ場合は、この限りではありません。)

申請に持参するもの

印鑑／受給者の健康保険証／受給者名義の通帳／両親のマイナンバーカード又は通知カード

支給金額 児童1人につき(月額)

3歳未満	3歳以上小学校修了前	中学生
15,000円	10,000円 (第3子以降は、15,000円)	10,000円

※平成24年6月分の手当より、児童を養育している方の所得制限があります。

所得制限限度額以上の場合は、児童一人につき月額5,000円の支給となります。

※令和4年6月分の手当より、児童を養育している方の所得が、所得上限限度額以上の方は、児童手当は支給されません。

<お問い合わせ>

こども支援課 こども家庭支援室 電話：43-2247



(6) 子育て短期支援事業

①短期入所支援事業(ショートステイ)

保護者の病気や経済的な理由により養育が一時的に困難になった場合に、短期間お子さんを施設に預けることができます。

 利用料：日額 750円から5,350円

②夜間養護事業(トワイライトステイ)

仕事等により保護者の帰宅が夜間に亘る場合、または休日不在の場合に、施設にお子さんを預けることができます。

 利用料： 夜間 750円
休日 1,350円

※預け先の施設(新庄市)までの送迎は保護者負担になります。

<お問い合わせ>

こども支援課 こども家庭支援室 電話：43-2247



(7) 子育て支援医療助成制度

町では、高校3年生相当年齢（18歳になって最初に迎える3月31日）までの児童を対象に医療費の保険適用の自己負担分を全額助成しています。（入院時の食事代は自己負担となります。）

申請は、出生や転入の手続きの際に、合わせてお願いします。申請手続きが遅れると、遡って助成されない場合がありますので注意してください。

県外で受診した場合は、医療機関で支払った領収書を受診日から2年以内にお持ちください。ただし、薬の容器代、予防接種代などの保険適用外分は助成されません。

(8) 出産育児一時金の支給

最上町国民健康保険に加入している方（被保険者）が出産したとき、1人につき50万円の一時金があります。かかった出産費用に出産育児一時金を充てることのできるよう、原則として最上町国民健康保険から直接医療機関へ支払われます。出産にかかった費用が50万円を超えた場合は、ご自身が差額を病院等に支払うことになります。また50万円未満の場合は、その差額分を最上町国民健康保険に請求することが出来ます。

最上町国民健康保険以外の健康保険に加入している方は、勤務先などで手続きをしてください。社会保険に1年以上加入していて、最上町国民健康保険に加入後6か月以内に出産された方は、社会保険から支給されます。



<お問い合わせ>

健康福祉課 医療介護保険室

電話：43-3117

(9) 未熟児養育医療制度

入院の必要がある未熟児が、指定の医療機関で入院・治療を受ける場合は、医療費を援助する制度があります。費用は収入に応じて自己負担があります。

<お問い合わせ>

健康福祉課 健康づくり推進室

電話：43-3117



(10) 出産・子育て世帯に対する伴走型相談支援

すべての妊婦・子育て世代の方々を対象に安心して出産・子育てができるよう、妊娠届時の面談、妊娠8か月頃のアンケート実施（必要な方に対して面談）、出産後の新生児訪問を実施します。

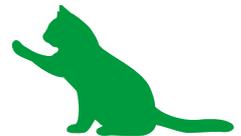
(11) 新生児訪問

赤ちゃんが生まれたら、保健師が自宅を訪問し、体重測定や育児相談をお受けしております。

<お問い合わせ>

健康福祉課健康づくり推進室

電話：43-3117



(12) すくすく広場（乳幼児相談）

乳幼児の身体測定や発育や食事・栄養についての相談を保健師等がお受けします。お気軽にご利用ください。 ※随時電話でも相談を受付けています。

受付時間 午前9時30分～10時00分

場 所 子育て支援センターひまわり（43-4422）

内 容 毎月第1または第2金曜日に、身体測定と育児相談を受付けています。詳しい日程は、健康福祉課健康づくり推進室にご確認ください。

(13) 予防接種

子どもは、病気にかかりやすいものです。予防接種で予防できる病気もあります。予防接種に対する正しい理解のもとで予防接種をしましょう。

県内医療機関（県医師会所属の医療機関）で予防接種を受けることができます。

予防接種償還払い事業

山形県外の医療機関で子どもの定期予防接種を受ける場合には、事前に申請が必要になります。



<お問い合わせ>

健康福祉課 健康づくり推進室

電話：43-3117

(14) 乳幼児健康診断

(3,4か月児、1歳児歯科、1歳6か月児、2歳児歯科、3歳児)

子どもの健やかな成長発達を確認するために健診を行なっています。日ごろお子さんの様子で気になることや心配なことなどお気軽にお尋ねください。(配布している「最上すこやかガイド」をご参照ください。)

フッ素塗布リコール

1歳児歯科、1歳6か月児健診、2歳児歯科、3歳児健診の間に虫歯予防のためフッ素塗布が無料で受けられます。

持参するもの：母子健康手帳／問診票／歯ブラシ

内 容

- 問診 ○ 歯科検診 ○ 検診結果説明
- ブラッシング指導

※ 歯科診察の際に、希望すればフッ素塗布を受けられます。



(15) ブックスタート事業

町で行われる3,4か月健診時に、赤ちゃんと保護者にブックスタートの説明をしたあと、保護者から絵本を1冊選んでいただき、その絵本をプレゼントします。絵本は町からの、子育てを応援する気持ちです。

また、その場でお子さんのひまわり図書室の図書カードも申し込みしていただきます。ブックスタートで紹介した絵本は、子育て支援センターに併設されているひまわり図書室でも貸し出しております。ぜひご利用ください。

<お問い合わせ>

こども支援課 こども家庭支援室
電話：43-2247

(16) 9～11か月児教室

身体測定の後、9～11か月児の発育の確認や、離乳食のすすめ方をお話します。また保健師が育児相談も行ないます。

会場は「子育て支援センターひまわり」です。

<お問い合わせ>

健康福祉課 健康づくり推進室
電話：43-3117



(17) 町内の医療機関・調剤薬局

名 称	電 話 (市外局番0233)	所 在 地
町立最上病院	43-2112	向町64-3
永井医院	46-1511	向町536-9
小川歯科医院	43-2341	向町595-9
成原歯科医院	46-1405	向町50-4
おかの薬局	43-9066	向町68-11
鈴木調剤薬局	43-4312	向町533-74

(18) 新庄市内の小児科専門医のいる医療機関

名 称	電 話 (市外局番0233)	所在地
県立新庄病院	22-5525	新庄市金沢720-1
三條医院	22-4053	新庄市大手町5-11
須藤医院	22-2059	新庄市沖の町10-22



3. 子育て支援施設とサービス

(1) こども園・保育所

満8ヶ月児から就学前までの子どもさんをお預かりします。

(※但し、8ヶ月から3歳未満児の保育は家庭での保育が困難であると認められる場合となります。)

?未満児とは・・・ ◆0才児 → 令和5年4月2日～
◆1才児 → 令和4年4月2日～ 令和5年4月1日生まれ
◆2才児 → 令和3年4月2日～ 令和4年4月1日生まれ

- ・通常保育時間は、朝8時30分から午後4時30分までです。
- ・就労時間に応じて、早朝・延長保育の利用も可能です。

🍀 入園の申し込み

- ・4月入園 : 前年10月より1か月程度、入園募集期間を設けています。
- ・年度途中入園 : 随時、受け付けています

※定員に達していない場合は、随時入園可能となります。

※定員に達している場合は、入園できないことがあります。

施設名	定員	所在地	TEL	備 考
あたごこども園	150名	向町680-2	43-2346	早朝・延長保育有 送迎バス有 (2才児以上) 未満児保育有(8ヶ月児以上)
大堀保育所	120名	志茂238	44-2804	早朝・延長保育有 送迎バス有 (2才児以上) 未満児保育有(1才児以上)

<お問い合わせ> 各幼児施設 または、
教育委員会 こども支援課 幼児保育室
電話：43-2247

🍀 保育料（利用者負担額）

- ① 保育料は、4月1日現在の満年齢を年齢区分とし、両親（父・母分）の住民税所得課税額に応じて算定いたします。4月（前期）と8月（後期）の2回算定します。

4月～8月	9月～3月
令和5年度市町村民税所得割課税額で算定 （令和4年分の所得）	令和6年度市町村民税所得割課税額で算定 （令和5年分の所得）

月途中入所の場合の保育料は、日割り計算となります。

※3歳以上児は、0円です。

※下記の『最上町特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の利用者負担（月額）』一覧のうち、第3～第6階層に該当する世帯の保育料は無償となります。

- ② 母子及び父子世帯等については、減額となります。
③ 送迎バス利用料金：4,000円/月（2人利用の場合は1人が半額）



＜お問い合わせ＞ 教育委員会 こども支援課 幼児保育室
電話：43-2247

令和6年度最上町特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の利用者負担（月額）※参考

階層区分	教育利用(1号認定) 保育利用(2号認定)	保育利用 (3号認定：1・2歳児クラス)		保育利用 (3号認定：0歳児クラス)	
	※3歳以上児	利用者負担		利用者負担	
	利用者負担額	保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
① 生活保護世帯 (単給世帯を含む)	無 償	0円	0円	0円	0円
② 市町村民税 非課税世帯		0円	0円	0円	0円
③ 市町村民税 所得割非課税		0円	0円	0円	0円
④ 所得割課税額 10,000円未満		0円	0円	0円	0円
⑤ 所得割課税額 48,600円未満		0円	0円	0円	0円
⑥ 所得割課税額 57,700円未満 [77,101円未満]		0円	0円	0円	0円
97,000円未満		0円	0円	0円	0円
⑦ 所得割課税額 169,000円未満		26,000円	25,700円	28,000円	27,700円
⑧ 所得割課税額 301,000円未満		30,000円	29,600円	32,000円	31,600円
⑨ 所得割課税額 397,000円未満		36,000円	35,600円	38,000円	37,600円
⑩ 所得割課税額 397,000円以上	43,000円	42,500円	48,000円	47,500円	

令和3年9月からの無償化対象区分

多子カウント年齢制限有（小学校就学前）

(2) 病児預かり事業

急な発熱や病気により保育所での集団保育を利用できないお子さんを保護者に代わって、看護師と保育士が専門施設で一時的にお預かりする事業になります。利用には事前に登録が必要です。

🍀 利用できる施設

「特定非営利活動法人オープンハウス こんぺいとう」(新庄市)

🍀 対象となるお子さん

生後3ヶ月から小学校3年生までのお子さん(受入人数は1日3人まで)

🍀 利用できる時間

○月曜日～金曜日(祝日、年末年始12月29日～1月3日を除く)

○午前8時30分～午後5時30分

🍀 利用料金 ※おつりの無いようにご準備ください。

- ・年度利用初回時保険料 1,500円

※年度初回利用時に、年間総合保障保険代がかかります。

- ・利用料 2,500円(利用時に現金にてお支払いください。)

※児童及び保護者が最上町地内に住所を有し、現に居住している方

<お問い合わせ> 特定非営利活動法人 オープンハウスこんぺいとう
新庄市住吉町 1-12 電話: 29-2301
(電話受付・相談は午前8時30分から午後5時)

(3) 病児保育利用者給付事業

町では、子どもたちの心身の健やかな成長のため、病児保育施設を利用する児童の保護者に対し、その利用料の一部を給付することにより子育て世帯の経済的負担を軽減し、安心して子育てができるよう支援します。

🍀 対象

最上町内に住所を有し、かつ、現に最上町内に居住している方で生後3ヶ月から小学校3年生までのお子さん

🍀 申請及び給付額

申請により、利用料日額 2,500 円の 2 分の 1 を給付します。

<お問い合わせ> こども支援課 幼児保育室
電話: 43-2247

(4) こども園・保育所開放事業

未入園の幼児とその保護者の方を対象とした事業です。
開放日には、こども園・保育所で在園児と自由に遊ぶことができます。
また、子育てについて保育士と相談することができます。



開放時間：9時30分～11時00分 日程は下記のとおりです。

あたごこども園 [43-2346]	大堀保育所 [44-2804]
6月 13日 (木)	6月 3日 (月)
7月 11日 (木)	7月 3日 (水)
8月 8日 (木)	8月 2日 (金)
9月 12日 (木)	10月 2日 (水)
10月 10日 (木)	11月 6日 (水)
1月 9日 (木)	2月 5日 (水)

※お問い合わせ こども園・保育所まで

(5) こどもの広場事業

子育て支援センターひまわりでは「こどもの広場」を開設しています。子育て中の家族のみなさんとお子さんが気軽に集える交流の広場です。遊具、絵本などもありますので、気軽にご利用ください。季節ごとの行事や子育て講話（ベビーマッサージ含）など様々な催しも予定しております。



開設内容

月～金	午前 9時00分～12時00分 午後 2時00分～4時00分
土曜日	午前 9時00分～11時30分
開設場所	子育て支援センターひまわり(すこやかプラザ内)

(日・祝日・年末年始 12/29～1/5 は閉所)

◎一時預りサービス

理由を問わず生後8か月～就学前のお子さんをお預かりいたします。

利用できる日と時間：月～金の午前9時～午後4時

利用料金：1時間700円

※ 利用予定のある方は、事前に『利用登録証』の提出が必要です。

※ 利用予定日の1週間前までに、電話でお知らせいただき、『申請書』に記入してください。

<お問い合わせ> 子育て支援センターひまわり

電話：43-4422



(6) 子育て世代包括支援事業

町では、妊娠・出産・子育てのさまざまな悩み・質問等の総合相談窓口を子育て支援センターひまわり内に開設しております。

子育て相談員（助産師・保健師・保育士等）が、妊娠・出産・子育てに関するサポートをしております。

ささいな相談でもかまいませんので、お気軽にお電話ください。

開設日時

月～金：午前9時～午後4時 ※祝日・お盆・年末年始は除く

なお、専門の相談員がいる日時は、以下のとおりになります



受付時間	午前10時00分～12時00分
場所	子育て支援センターひまわり（43-4422）
内容	・毎週火曜日：母乳相談 ・毎週金曜日：育児相談

<お問い合わせ> 子育て支援センターひまわり
総合相談窓口 電話：43-4422

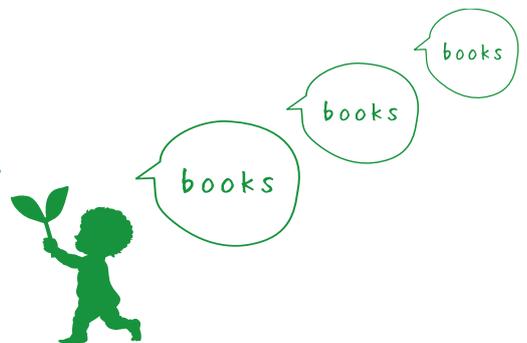
(7) 読み聞かせ会

子どもたちに出会った絵本は、一生の宝ものです。また、絵本を読むこと、読み聞かせを聞くことは、子どもの成長・発達にとっても重要な意味のあることです。子育て支援センターでは、様々な機会に読み聞かせ会を開催しています。

その他

不定期のイベントも実施しています。不定期イベントの予定、読み聞かせ会の日程については、下記までお問合せください。

<お問い合わせ>
こども支援課 こども家庭支援室
電話：43-2247



(8) ひまわり図書室

子育て支援センターひまわりに併設された、子どもと、子育て中のみなさんのための児童図書室です。

蔵書は乳幼児から高校生までを対象とした図書で、約7000冊です。子育て世代向けの育児書や、料理のレシピ本も用意しています。町内の方はもちろん、町内に通勤・通学されている方、どなたでもご利用いただけます。

☘ 開室時間：月～金 午前9時00分～午後 5時00分
土曜日 午前9時00分～午前 11時30分

☘ 休室日：日曜日、祝日、年末年始（12/29～1/5）

☘ 本の貸出：1人5冊まで

☘ 貸出期間：2週間



<お問い合わせ>

子育て支援センターひまわり内
電話：43-4422

(9) 放課後児童クラブ（学童保育）

町では向町小学校区、大堀小学校区で、共稼ぎ家庭や留守家庭などのお子さんをお預かりする放課後児童クラブを年間通して開設しています。

クラブでは、支援員が放課後の子どもたちの育ちを見守ります。

※放課後児童クラブは町で設置し、NPO法人が運営しております。

入会の申し込み

4月入会 : 1月より約1か月程度入会申し込みを受付けます。

年度途中入会 : 随時受け付けています

※定員に達していない場合は、随時入会可能です。

※定員に達している場合は、入会できないことがあります。

開設時間

・平日（登校日）：下校時～午後6時30分

・学校休校日 : 午前7時30分～午後6時30分

※詳しい開設日程は各クラブで異なります。下記までお問い合わせください。

開設場所

・向町すこやかクラブ：旧みずかみ

・大堀すこやかクラブ：大堀地区公民館内

利用料金

利用料金につきましては、利用区分や減免措置など、利用状況によって異なりますので、入会申し込みの際にご確認ください。

向町すこやかクラブ
電話：29-9477

大堀すこやかクラブ
電話：44-2820



<お問い合わせ> 教育委員会 こども支援課 幼児保育室
電話43-2247

4. 学校教育

(1) 最上町入学祝金

最上町では、児童の入学をお祝いし、保護者の方の経済的な負担の軽減を図ることで、児童の健全な育成を推進することを目的に、小学校等に新入学する児童を養育する保護者の方にお祝い金を支給します。

児童一人あたり：3万円（現金2万円、商品券1万円）

＜お問い合わせ＞ こども支援課 こども家庭支援室
電話：43-2247

(2) 就学援助

経済的な理由により、小中学校に通うことが困難な児童・生徒に対して学用品費、学校給食費などの援助制度があります。くわしくは、小中学校へお問い合わせください。

(3) 奨学金

最上町教育振興修学資金・あすなろ基金・大場育英基金

専門学校や大学、短大などでの修学に必要な費用をお貸しする制度です。

☘ 対象となる学校 …… 大学・短大・専門学校

☘ 貸付金額 …… 修学1年につき60万円（月額5万円以内）
※4年制大学で240万円以内

☘ 貸付利子 …… 無利子

☘ 返還期間 …… 据え置き1年を含み10年以内

☘ 申込受付期間 …… 3月下旬

（詳しくは広報もがみでお知らせします）

☘ 申込書類 …… 申込書／合格通知書等（入学する学校名が分かるもの）
／家計支持者の前年の源泉徴収票または、確定申告書の写し

※その他の必要書類は、貸与決定後の提出となります。

☘ 募集人員 …… 若干名

☘ 決定通知 …… 審査会を行い、後日結果をお知らせします。

高校進学者に対しても貸付を行っております。

大学生等用と異なる点は以下のとおりです

♣ 貸付金額 …… 18万円の一括貸付（1年時のみ）

♣ 申込受付期間 …… 1月中旬

♣ 償還期間 …… 据え置き1年を含み5年以内

<お問い合わせ>

教育委員会 教育文化課

電話：43-2053

※町以外にもさまざまな団体が修学資金貸付、奨学金の支給などを行なっています。学校などへお問い合わせのうえ、申し込まれるようお勧めします。

5. 住まいの情報とサービス

町では、町営住宅の建設と入居者募集などを行なって、住宅環境の改善に努めています。また市町村設置型合併浄化槽の設置にも力を入れています。

(1) 町営住宅

＜お問い合わせ＞ 建設水道課 住宅水道室 電話：43-2015



- ※ 所得により家賃を決定します。下記は令和6年度の家賃です。
- ※ 入居には同居親族要件、収入基準要件、その他資格要件があります。
- ※ 空室が出た場合、ホームページや回覧でお知らせします。

名称	若者定住環境モデルタウン 定住促進住宅				所在地	向町3区	
戸数	10戸	間取り	2LDK	敷金	家賃の3ヵ月分	家賃	50,760円
名称	富沢住宅	万騎の原住宅		赤倉団地	絹出団地		
所在地	新田1区	万騎の原		赤倉3区	向町6区		
戸数	2戸	4戸		16戸	16戸		
間取り	3DK	3DK		3DK	3DK		
敷金	家賃の3ヵ月分	家賃の3ヵ月分		家賃の3ヵ月分	家賃の3ヵ月分		
家賃	17,200円 ~40,700円	13,700円 ~36,700円		13,600円 ~36,000円	12,800円 ~34,000円		
名称	愛宕住宅	大堀住宅		瀬見住宅	水下住宅		
所在地	向町6区	白川端		瀬見2区	向町8区		
戸数	10戸	7戸		3戸	10戸		
間取り	3DK	3DK		3DK	2LDK		
敷金	家賃の3ヵ月分	家賃の3ヵ月分		家賃の3ヵ月分	家賃の3ヵ月分		
家賃	13,800円 ~39,500円	14,600円 ~43,800円		17,000円 ~45,000円	20,700円 ~66,000円		
名称	道ノ下住宅	水上東住宅		水上住宅	赤倉北住宅		
所在地	新田2区	向町6区、8区		向町6区	赤倉1区		
戸数	6戸	10戸		3戸	2戸		
間取り	2LDK	2LDK		2LDK	2LDK		
敷金	家賃の3ヵ月分	家賃の3ヵ月分		家賃の3ヵ月分	家賃の3ヵ月分		
家賃	20,400円 ~54,300円	21,700円 ~64,400円		22,800円 ~60,500円	20,500円 ~54,300円		
名称	瀬見南住宅	愛宕前住宅(特定)		富沢住宅(特定)	大堀住宅(特定)		
所在地	瀬見2区	向町6区		赤倉温泉駅東	大堀小前		
戸数	4戸	6戸		2戸	2戸		
間取り	2LDK	1LDK		2DK	2DK		
敷金	家賃の3ヵ月分	—————		—————	—————		
家賃	23,200円 ~62,100円	15,500円		20,000円	20,000円		

6. 発達支援の必要な子どもさんのために

発達支援の必要なお子さんの保護者を対象とした各種制度などを紹介いたします。

(1) 身体障害者手帳

身体に障がいのある人が、様々な福祉サービスを利用するために必要な手帳です。手帳の申請は、町の健康福祉課を經由して県の審査・決定を経て交付されます。固定した障がいのある方に交付され、障がいの程度により1級から6級まで区分されます。

<申請に持参するもの>

- ☘ 指定医師による診断書・意見書
- ☘ 顔写真（たて4 cm×横3 cm 正面脱帽 1年以内のもの）
- ☘ 本人及び保護者のマイナンバーカード又は通知カード

(2) 療育手帳

知的障がい者（児）が一貫した療育・援助を受け、様々な福祉サービスを受けやすくするために必要な手帳です。手帳は、障がいの程度により「A」「B」に区分されます。申請は町に行い、県の審査を経て交付されます。

申請の際には担当者と面談を行いますので、事前に連絡を入れ、時間に余裕を持ってご来庁ください。

<申請に持参するもの>

- ☘ 顔写真（たて4 cm×横3 cm 正面脱帽 1年以内のもの）
- ☘ 母子健康手帳
- ☘ 本人及び保護者のマイナンバーカード又は通知カード

(3) 精神障害者保健福祉手帳

精神に障がいのある人が、様々な福祉サービスを利用するために必要な手帳です。手帳は、障がいの程度により1級から3級に区分されます。申請は町に行い、県の審査を経て交付されます。

<申請に持参するもの>

- ☘ 顔写真（たて4 cm×横3 cm 正面脱帽 1年以内のもの）
- ☘ 本人及び保護者のマイナンバーカード又は通知カード
- ☘ 医師の診断書

※ (1)～(3)の写真は、サイズが異なっていたり、見切れていた場合は受付できませんのでご注意ください。（受付できない場合は後日、再提出していただきます。）

<お問い合わせ> 健康福祉課 地域包括支援室
電話：43-3117

(4) 特別児童扶養手当

精神または身体に障がいを持つ、20歳未満のお子さんを養育している方に支給されます。最上町（こども支援課）に申請し、県に進達され、県の審査を経て支給されます。 ※ 所得制限があります。

1級の場合 月額 55,350円

2級の場合 月額 36,860円

<申請に持参するもの>

印鑑／住民票謄本／養育者および児童の戸籍謄本／所定の診断書／
養育者および児童の健康保険証／養育者名義の通帳／
身体障害者手帳、療育手帳（所持者のみ）／
世帯全員のマイナンバーカードまたは通知カード

<お問い合わせ>

こども支援課 こども家庭支援室
電話：43-2247

(5) 障害児福祉手当

20歳未満で、日常生活で常時介護を必要とする重度の障がい児に支給されます。町健康福祉課に申請し、県に進達され、審査を経て支給されます。

※ 所得制限があります。

(6) 心身障がい者扶養共済制度

障がいのある方を扶養している保護者等が、自らの生存中に毎月一定の掛け金を納めることにより、保護者に万一（死亡・重度障がい者）のことがあった時、障がいのある方に終身年金を支給する制度です。

<申請に持参するもの>

印鑑／保護者と障がいのある方の住民票／
身体障害者手帳、療育手帳、年金証書など障がいの程度を証明するもの

<お問い合わせ>

健康福祉課 地域包括支援室
電話：43-3117



(7) 重度心身障がい者（児）医療費助成制度

身体障害者手帳などをお持ちの方を対象に、医療費の保険適用分の自己負担分を助成します。 ※ 所得制限があります。

<助成対象者>

身体障害者手帳1級・2級／療育手帳A／精神障害者保健福祉手帳1級／障害年金1級／特別児童扶養手当1級など

※本人の市町村民税所得割の額が、23万5千円以上の場合は対象外になります。

<申請に持参するもの>

印鑑／健康保険証／身体障害者手帳、療育手帳、年金証書など障害の程度がわかるもの／転入の場合は所得が分かる書類（前住所地で発行する所得課税証明書など）

<お問い合わせ> 健康福祉課 医療介護保険室 電話：43-3117

(8) 自立支援医療

身体上の障がいを除いたり、障がいの程度を軽くするために必要な医療を受けることができる制度です。ただし、原則として医療費1割の負担と食事代の負担があります。

 育成医療：18歳未満

 更生医療：18歳以上

 精神通院医療

(9) 障がい福祉サービス

 短期入所

保護者が家庭で一時的に保育できないとき、施設などを利用できます。

(10) 障がい児通所給付

保護者とともに通園し、日常生活における基本的動作、集団生活への適応訓練指導等が受けられます。

※利用を希望の際は、一度地域包括支援室に来庁いただくか、お電話してください。

<お問い合わせ> 健康福祉課 地域包括支援室 電話：43-3117

7. ひとり親家庭の支援・相談

ひとり親で育児をされている方のための制度を紹介します。
詳しくは、こども支援課窓口にお尋ねください。

(1) 児童扶養手当

離婚などにより父親または母親と生計を同じくしていない原則18歳以下の児童の親、あるいは親にかわってその児童を養育している方に手当が支給されます。
最上町（こども支援課）に申請し、県の審査を経て支給されます。

支給額（月額） ※手当額は所得額により手当の一部または全部が制限されます。

	(全部支給)	(一部支給)
児童1人目	45,500円	45,490円～10,740円
児童2人目	10,750円加算	10,740円～5,380円加算
児童3人目以降	1人につき6,450円加算	6,440円～3,230円加算

<申請に持参するもの>

- 印鑑
- 親または養育者および児童の戸籍謄本
(離婚、死亡等の日付が記載されているもの)
- 年金手帳
- 受給者名義の通帳
- 受給者の健康保険証
- 世帯全員のマイナンバーカードまたは通知カード

<お問い合わせ> こども支援課 こども家庭支援室 電話：43-2247

(2) ひとり親家庭等医療費助成制度

19歳未満の児童を扶養しているひとり親家庭を対象に医療費の保険適用分の自己負担分を助成しています。要件として、就労や所得制限等があります。

申請が必要です。ひとり親家庭になったときや転入の際は、忘れずに手続きを行ってください。手続きが遅れると、遡っての助成が受けられない場合があります。

<申請に持参するもの>

- 印鑑
- 健康保険証
- 転入の場合は所得がわかる書類
(前住所地で発行する所得課税証明書など)

<お問い合わせ>

健康福祉課 医療介護保険室
電話：43-3117

(3) 母子・寡婦福祉資金貸付制度

事業・修業・就学・修学・就職の仕度・技能の習得・生活・療養・住宅などの資金を無利子または低利で貸付する制度です。



<お問い合わせ> こども支援課 こども家庭支援室 電話：43-2247
最上総合支庁 子ども家庭支援課 電話：29-1245

(4) 仕事さがし、技能訓練など

仕事さがし、資格取得、技能訓練など仕事につくための支援を紹介します。

① 自立支援教育訓練給付金

対象となるのは、

- 雇用保険制度の「教育訓練給付制度」を受けられない方
- 児童扶養手当給付水準の母子家庭の母（または父子家庭の父）
- 受講する教育訓練が修業のため有効であると認められる方
支給額は受講費用の60%（上限20万円）です。

② 高等職業訓練給付金

対象となるのは、

- 児童扶養手当給付水準の母子家庭の母（または父子家庭の父）
- 看護師や保育士などの資格取得のため、専門学校などの養成機関で1年以上修業する場合
- 対象資格の取得が見込まれる方

※支給額

市町村民税課税世帯：月額 70,500 円 非課税世帯：月額 100,000 円



<お問い合わせ>

こども支援課 こども家庭支援室 電話：43-2247
最上総合支庁 子ども家庭支援課 電話：29-1245

(5) ひとり親家庭生活応援給付金事業

最上町に在住しているひとり親家庭の母又は父が、資格を取得するため養成機関で就業する際に、山形県の高等職業訓練促進給付金を受給している方に対して、当町にて給付金を支給します。

給付金の種類

※生活応援給付金・・・月5万円

※住まい応援給付金・・・月2万円（社宅等公共住宅は除きます）

申請に必要な書類

※山形県の高等職業訓練促進給付金の給付を受けていることが分かる書類

※民間賃貸住宅に係る賃貸契約書の写し（住まい応援給付金を申請する場合）

<お問い合わせ> こども支援課 こども家庭支援室 電話：43-2247

(6) 税の軽減（寡婦（夫）控除など）

ひとり親家庭の方は、申告により所得税、住民税の軽減措置が受けられる場合があります。

寡婦控除

居住者が寡婦である場合、以下の金額を所得金額から控除します。

区分	所得税	住民税
控除額	270,000	260,000

ひとり親控除

居住者がひとり親である場合、以下の金額を所得金額から控除します。

区分	所得税	住民税
控除額	350,000	300,000



お問い合わせ

町民税務課

電話：43-2111

8. 相談窓口

◇各種相談窓口のご案内

1) 健康相談・育児相談・発達支援の相談

妊産婦、乳幼児の健康・育児相談に応じています。障がいを持つお子さんを養育している方が抱えている様々な悩み事の相談に応じて、問題解決に向けたアドバイスをいたします。

健康福祉課 健康づくり推進室 電話：43-3117

2) 子育て支援の相談

子育て相談・交流・学習の場を提供します。

こども支援課 こども家庭支援室 電話：43-2247

3) 保育所、こども園の入所相談

入所、入園の申し込み・相談に応じます。

こども支援課 幼児保育室 電話：43-2247

4) 学校教育の相談

小中学校入学や転校、就学援助、いじめ、特別支援教育など学校教育全般の相談に応じています

最上町教育委員会 教育文化課 電話：43-2053

5) 町営住宅の相談

町営住宅の入居についての相談に応じます。

建設水道課 住宅水道室 電話：43-2015

6) ひとり親家庭の相談

ひとり親家庭・寡婦の皆さんの悩み事など相談に応じ、問題解決のためのお手伝いを致します。総合的な相談になることが多いため、複数の担当部署が応じる場合があります。

こども支援課 こども家庭支援室 電話：43-2247

健康福祉課 健康づくり推進室 電話：43-3117

7) 虐待の相談

家庭内でからだやこころを傷つけられている方の相談に応じ、問題解決のためのお手伝いを致します。また、虐待を疑うような場面に心当たりのある方の相談に応じます。総合的な相談になる事が多いため、複数の担当部署が応じる場合があります。

こども支援課 こども家庭支援室 電話：43-2247

健康福祉課 健康づくり推進室 電話：43-3117



<発行>
最上町

<発行日>
令和6年5月

<発行担当課>
教育委員会 こども支援課

Tel 0233-43-2247

<デザイン協力>
鈴木亜季

(平成 22-24 年度最上町地域おこし協力隊)

<町ホームページ>

<https://town.mogami.lg.jp>



子育て支援ガイドブック

